

福岡県福祉のまちづくり条例をここに公布する。

## 福岡県福祉のまちづくり条例

## 目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 福祉のまちづくりに関する施策
  - 第一節 県の施策の基本方針等(第七条—第十一条)
  - 第二節 市町村の福祉のまちづくりに関する計画(第十二条)
  - 第三節 表彰(第十三条)
- 第三章 まちづくり施設等の整備
  - 第一節 まちづくり施設の整備基準への適合等(第十四条—第十六条)
  - 第二節 特定まちづくり施設の整備(第十七条—第二十三条)
  - 第三節 適合証の交付等(第二十四条・第二十五条)
  - 第四節 公共輸送車両等の整備(第二十六条)
- 第四章 雑則(第二十七条—第二十九条)

## 附則

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この条例は、高齢者、障がいのある人等をはじめすべての県民が社会、文化、経済その他の分野の活動に自らの意思で参加できる社会を形成する福祉のまちづくりに關し、県、市町村、事業者等及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本方針その他必要な事項を定め、これらを総合的に推進することにより、いきいきとした地域社会を築くことを目的とする。

(平一九条例一三・平二九条例一一・一部改正)

## (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障がいのある人等 高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児を連れた人、病弱者その他の日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けている者をいう。
- 二 まちづくり施設 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、物品販売業を営む店舗、旅客施設、道路、公園その他不特定かつ多数の者が利用する部分を有する施設で規則で定めるものをいう。
- 三 公共輸送車両等 一般の旅客の用に供する鉄道の車両、自動車、船舶等で規則で定めるものをいう。
- 四 施設等 まちづくり施設及び公共輸送車両等をいう。

(平一九条例一三・平二九条例一一・一部改正)

## (県の役割)

第三条 県は、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を定め、これを実施するものとする。

2 県は、自ら設置し、又は管理する施設等について、高齢者、障がいのある人等が安全かつ快適に利用できるよう、その整備に努めるものとする。

(平二九条例一一・一部改正)

## (市町村の役割)

第四条 市町村は、その区域の状況に応じた福祉のまちづくりに関する施策を定め、これを実施するものとする。

2 市町村は、自ら設置し、又は管理する施設等について、高齢者、障がいのある人等が安全かつ快適に利用できるよう、その整備に努めるものとする。

(平二九条例一一・一部改正)

## (事業者等の役割)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、県及び市町村と共に、前二条の規定により定められた施策に基づき福祉のまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、自ら所有し、管理し、又は占有する施設等について、高齢者、障がいのある人等が安全かつ快適に利用できるよう、その整備に努めるものとする。

3 事業者から依頼を受けてまちづくり施設の設計、施工等に携わる者は、当該事業者に対し、本条例の規定に関する情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。

(平一九条例一三・平二九条例一一・一部改正)

## (県民の役割)

第六条 県民は、福祉のまちづくりに関し、理解を深めるとともに、自ら進んで福祉のまちづくりに参加するよう努めるものとする。

2 県民は、高齢者、障がいのある人等が施設等を利用する上でその妨げとなるような行為をしてはならない。

(平二九条例一一・一部改正)

## 第二章 福祉のまちづくりに関する施策

## 第一節 県の施策の基本方針等

## (施策の基本方針)

第七条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を実施するものとする。

一 すべての県民が高齢者、障がいのある人等に対する理解を深め、福祉のまちづくりに積極的に参加するよう県民意識の高揚を図ること。

二 高齢者、障がいのある人等が自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に利用できるよう施設等の整備を促進すること。

(平二九条例一一・一部改正)

## (啓発活動の推進等)

第八条 県は、福祉のまちづくりについて、事業者等及び県民の理解を深め、その積極的な参加を促進するため、福祉に関する教育及び啓発活動を推進するものとする。

2 県は、市町村、事業者等及び県民に対し、福祉のまちづくりに関する必要な情報の提供及び技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

(平一九条例一三・一部改正)

(調査及び研究)

第九条 県は、福祉のまちづくりを推進するために必要な調査及び研究を行うものとする。

(推進体制の整備)

第十条 県は、市町村、事業者等及び県民と連携して、福祉のまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

(平一九条例一三・一部改正)

(財政上の措置)

第十一條 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二節 市町村の福祉のまちづくりに関する計画

(市町村の福祉のまちづくりに関する計画)

第十二条 市町村は、第四条の規定による福祉のまちづくりに関する施策及び施設等の整備を実施するに当たっては、あらかじめそれらの基本的事項に関する計画(以下「整備基本計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、整備基本計画を策定したときは、これを速やかに公表しなければならない。これを変更したときも同様とする。

(第三節 表彰

(表彰)

第十三条 知事は、福祉のまちづくりに関して著しい功績のあったものに対して、表彰を行うことができる。

第三章 まちづくり施設等の整備

第一節 まちづくり施設の整備基準への適合等

(整備基準)

第十四条 知事は、まちづくり施設の構造及び設備の整備に関し、高齢者、障がいのある人等が安全かつ快適に利用できるようにするための必要な基準(以下「整備基準」という。)を規則で定めるものとする。

2 知事は、整備基準のほか、高齢者、障がいのある人等が安全かつ快適にまちづくり施設を利用できるようにするための望ましい基準(以下「望ましい基準」という。)を定めることができる。

(平一九条例一三・平二九条例一一・一部改正)

(まちづくり施設の新築等)

第十五条 まちづくり施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更等(以下「新築等」という。)をしようとする者は、当該まちづくり施設を整備基準に適合させなければならない。ただし、敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない理由により整備基準に適合させることが著しく困難であると知事が認めるときは、この限りでない。

2 高齢者、障がいのある人等が安全かつ快適に利用できるよう、整備基準又は望ましい基準と同等の他の措置が講じられていると知事が認めるまちづくり施設は、整備基準又は望ましい基準に適合しているものとみなす。

3 知事は、第一項ただし書又は前項に規定する認定をしようとするときは、必要に応じ、学識経験者及び事業者団体、関係行政機関、高齢者団体、障がい者団体、女性団体等から選任された者をもつて構成する協議会の意見を聴くものとする。

(平一九条例一三・平二九条例一一・一部改正)

(まちづくり施設の維持保全等)

第十六条 まちづくり施設の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、当該まちづくり施設の整備基準に適合している部分の機能を適切に維持しなければならない。

2 まちづくり施設の所有者等は、当該まちづくり施設の整備基準に適合していない部分を整備基準に適合させるよう努めるものとする。

(平一九条例一三・全改)

第二節 特定まちづくり施設の整備

(届出等)

第十七条 まちづくり施設のうち、その規模、用途等により必要があると認めるものとして規則で定めるもの(以下「特定まちづくり施設」という。)の新築等をしようとする者は、その計画について、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届け出なければならない。これを変更(規則で定める軽微な変更を除く。)しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該計画が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(工事完了の届出)

第十八条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該特定まちづくり施設に係る工事を完了したときは、速やかに、規則で定めるところによりその旨を知事に届け出なければならない。

(完了検査等)

第十九条 知事は、前条の届出があったときは、当該特定まちづくり施設が整備基準に適合しているかどうか、その内容を審査し、実地に検査するものとする。

2 知事は、前項の審査等の結果、当該特定まちづくり施設が第十七条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定による指導の内容と異なり、かつ、整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(平一九条例一三・一部改正)

(適合の状況の報告等)

第二十条 知事は、必要があると認めるときは、特定まちづくり施設の新築等をしようとする者又は所有者等に対し、当該特定まちづくり施設の整備基準に係る適合の状況の報告を求めることができる。

2 知事は、当該報告をした者に対し、整備基準に関し、必要な指導及び助言をすることができる。

(平一九条例一三・全改)

### (立入調査等)

第二十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定まちづくり施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 知事は、第一項の規定による立入調査等の結果、必要があると認めるときは、当該特定まちづくり施設の新築等をしようとする者又は所有者等に対し、整備基準に関し、必要な指導及び助言をすることができる。

(平一九条例一三・全改)

### (勧告)

第二十二条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一 第十七条第一項の新築等をしようとする者が、同項の規定による届出をせずに工事に着手した場合であって、第二十条第一項の規定による報告を求められたにもかかわらず、当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第十七条第二項又は第十九条第二項の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく当該指導に従わないとき。

三 第十五条第一項又は第十六条第一項に抵触することにより、第二十条第二項又は前条第三項の規定による指導を受けた者が、正当な理由なく当該指導に従わないとき。

四 前条第一項の規定による立入調査等の対象となった特定まちづくり施設の所有者等が、正当な理由なく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(平一九条例一三・全改)

### (公表)

第二十三条 知事は、前条の規定に基づく勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、福岡県行政手続条例(平成八年福岡県条例第一号)第三章第三節の規定の例により、弁明の機会の付与の手続を執らなければならない。

(平一九条例一三・全改)

### 第三節 適合証の交付等

(平一九条例一三・改称)

### (適合証の交付等)

第二十四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該まちづくり施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該まちづくり施設の所有者等に対し、当該まちづくり施設が整備基準に適合していることを証する証票(以下「適合証」という。)を交付するものとする。

一 まちづくり施設の所有者等から、規則で定めるところにより、適合証の交付の請求があつた場合

二 第十八条の規定による工事完了の届出(特定まちづくり施設の一部に係る工事完了の届出を除く。)があつた場合

2 前項の規定により適合証の交付の対象となったまちづくり施設(以下「適合証交付まちづくり施設」という。)の所有者等は、当該適合証を当該まちづくり施設の見やすい箇所に掲示するものとする。

3 知事は、第一項の規定により適合証を交付したときは、その旨を公表するものとする。

(平一九条例一三・全改)

### (適合証の返還等)

第二十五条 知事は、県民から適合証交付まちづくり施設が整備基準に適合していないとの通報があつた場合等において、必要と認めるときは、その職員に、適合証交付まちづくり施設に立ち入り、整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の場合においては、第二十二条第二項の規定を準用する。

3 知事は、第一項の規定による立入調査等の結果、適合証交付まちづくり施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該適合証交付まちづくり施設の所有者等に対し、必要な指導をし、又は適合証の返還を求めるものとする。

(平一九条例一三・追加)

### 第四節 公共輸送車両等の整備

#### (公共輸送車両等の整備)

第二十六条 公共輸送車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共輸送車両等について、高齢者、障がいのある人等が安全かつ快適に利用できるよう、その整備に努めるものとする。

(平一九条例一三・旧第二十五条繰下、平二九条例一一・一部改正)

### 第四章 雜則

#### (国等に関する特例)

第二十七条 前章第二節の規定は、国、地方公共団体その他規則で定める者(以下「国等」という。)の特定まちづくり施設については、適用しない。

2 知事は、国等に対し、特定まちづくり施設の整備基準に係る適合の状況その他必要と認める事項について、報告を求めることができる。

(平一九条例一三・旧第二十六条繰下・一部改正)

#### (市町村条例との関係)

第二十八条 この条例の規定は、市町村が、まちづくり施設の整備に関し、条例により、整備基準を超える基準その他必要な事項を定めることを妨げるものではない。

2 まちづくり施設の整備に関する条例が制定された市町村のうち規則で定める市町村の区域においては、前章第二節の規定は適用しない。ただし、必要に応じ、知事は、整備基準に適合したまちづくり施設の整備を進めるための手続を、規則で定めることができる。

(平一九条例一三・旧第二十七条繰下)

(委任)

第二十九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一九条例一三・旧第二十八条繰下)

附 則

この条例は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第三章、第二十六条及び第二十七条の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第一三号)

この条例は、平成十九年九月一日から施行する。

附 則(平成二九年条例第一一号)抄

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十九年十月一日から施行する。